船橋市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業

補助金交付要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、市内の障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）を運営する者に対し、予算の範囲内において当該補助金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合等において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行うことを目的とする。

（定義）

第２条　前条に規定する施設・事業所は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の２の２に規定する事業を提供するものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する施設・事業所を運営する者とする。

(1)　利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所（職員に感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）が発生し職員が不足した場合を含む。）

(2)　感染者と接触があった者に対応した施設・事業所

(3)　感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所（同条第１号又は第２号に該当する施設・事業所を除く）

(4)　同条第１号以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所

　　※　通常形態でのサービス提供が困難であり、休業を行った場合であって感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。）

（5）　同条第１号に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所

（6）　感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所

　（対象経費及び基準単価等）

第４条　対象経費及び基準単価等は、別添１及び別添２のとおりとする。

　（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、船橋市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付申請書（第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1)　対象経費内訳書

(2)　対象経費を証明できる書類

(3)　その他市長が必要と認める書類

２　申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請を受理したときは、次の各号に掲げる事項を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付決定をするものとする。

(1)　法令等及び予算に違反していないか。

(2)　目的及び内容が適正であるか。

(3)　金額の算定に誤りがないか。

２　市長は、第５条第２項ただし書の規定による交付の申請があったときは、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

　（交付決定の通知）

第７条　市長は、補助金の交付決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を船橋市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付決定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第８条　申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取り下げをすることができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（交付の請求）

第９条　補助金の交付を受けようとするときは、船橋市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金請求書（第３号様式）により市長に請求しなければならない。

　（交付決定の取消等）

第１０条　市長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1)　偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2)　前号に掲げるもののほか、補助金の交付決定に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１１条　補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、船橋市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書（第４号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して交付申請を行った場合には、この限りでない。

２　補助事業者は、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

３　補助事業者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（関係帳簿の整備）

第１２条　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後５年間保管しなければならない。

（補則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　この要綱は、令和４年１月１３日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、令和４年８月１６日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、令和５年８月２２日から施行し、令和５年５月８日から適用する。

第１号様式

船橋市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業

補助金交付申請書

令和　　年　　月　　日

船橋市長あて

所　 在　 地

申請者　名　　　　称

代表者職氏名

電 話 番 号

　船橋市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金の交付を受けたいので、船橋市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱第５条の規定により次のとおり申請します。

記

１　補助金交付申請額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　添付書類

（１）対象経費内訳書

（２）対象経費を証明できる書類

（３）その他

３　消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

1. 補助金交付額の算定

|  |
| --- |
| □　消費税額を対象経費に含めないで補助金交付額を算定 |
| □　消費税額を対象経費に含めて補助金交付額を算定　※　確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が０円の場合も含む）。 |

1. ①で「消費税を対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

|  |
| --- |
| □　免税事業者である |
| □　簡易課税事業者である |
| □　消費税法別表第３に掲げる法人等であって特定収入割合が５％を超える |
| □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

第２号様式

船橋市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業

補助金交付決定通知書

船　　　　　第　　　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

船橋市長　　　　　　　印

令和　　年　　月　　日付で申請のあった船橋市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので、船橋市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

記

１　交付する。

　　交付決定額　　　　　　　　　　　円

２　交付しない。

　　理由

第３号様式

船橋市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付請求書

令和　　年　　月　　日

船橋市長　あて

所　 在　 地

申請者　名　　　　称

代表者職氏名

電 話 番 号

令和　　年　　月　　日付船　　　　　第　　号で交付決定のあった船橋市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金について、船橋市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱第９条の規定により、次のとおり請求します。

記

請求金額　　　　　　　　　　　円

|  |  |
| --- | --- |
| 振込先 | 銀行　　　　　　　　　　　　　　　支店 |
| 普通・当座 | 口座番号 |  |
| ふりがな |  |
| 名義人氏名 |  |

第４号様式

船橋市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金に係る

消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

令和　　年　　月　　日

船橋市長　あて

所　 在　 地

申請者　名　　　　称

代表者職氏名

電 話 番 号

令和　　年　　月　　日付船　　　　　第　　　号により交付決定があった船橋市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

１　補助金交付決定額

金　　　　　　　　　　　　　　円

２．確定申告により確定した船橋市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も０円と記載すること）

　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　円

　※０円の場合はその理由について☑

　　　□　消費税の申告義務がない

　　　□　簡易課税方式による申告を行っている

　　　□　消費税法別表第３に掲げる法人等であって特定収入割合が５％を超える

　　　□　その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が０円だった場合など）

４　添付資料

　・返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第３に掲げる法人等であって特定収入割合が５％を超える事業者は添付不要）

・別添　添付書類チェック表及び該当書類のとおり